

## 三沢市地域学校協働活動推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、各学校が定める運営方針等に基づき、地域と学校が協働で行う地域学校協働活動を効果的かつ効率的に実施するため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に基づき三沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する三沢市地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱)

第2条 推進員は、地域において社会的信望がある者の中から、学校長からの推薦を受け、教育委員会が委嘱する。

2 推進員の任期は、委嘱を受けた日から、その日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、これを解嘱することができる。

(1) 本人からの申し出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(3) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。

### (役割)

第3条 推進員は、第1条の趣旨を効果的に実現するため、保護者、地域、学校運営協議会及び地域学校協働本部等との連携強化に務めるとともに、協働活動の実施にあたり必要と認められる活動を行うものとする。

2 推進員は、前項に定める役割を果たすため、校長及び学校運営協議会等に対して必要な意見を述べることができる。

### (活動状況の管理)

第4条 推進員は、三沢市地域学校協働活動推進員活動記録簿（別記様式1）により、活動状況を教育委員会が定める日までに報告しなければならない。

### (謝金)

第5条 教育委員会は、推進員の活動に対して、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

### (守秘義務)

第6条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第7条 推進員に関する事務は、生涯学習課で行う。

### (委任)

第8条 本要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【様式第1号】

三沢市地域学校協働活動推進員活動記録簿  
( 年 月)

三沢市教育委員会教育長 殿

所属学校名：  
推進員氏名：

活動日	活動時間	活動内容	本人印	確認印
	～ 時間			
	～ 時間			
	～ 時間			
	～ 時間			
	～ 時間			
	～ 時間			
	～ 時間			
	～ 時間			
	～ 時間			
時間数合計	時間			